# お知らせ・募集

くわしくは浦添市ホームページへ

## 税金・保険・年金

### 令和5年度の固定資産税

問 資産税課 ☎(876)1276

### ●納税通知書の発送 ☎(876)1278

固定資産税の納税通知書は、4月初旬に発送します。納税通知書が届かない場合は、資産税課まで問い合わせください。

### ●納期限

第1期の納期限は、5月1日（月）です。納期限を過ぎると延滞金・督促手数料が発生する場合がありますので、納税通知書が届いたら早めにご確認ください。

### ●土地と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法第416条第1項の規定により、令和5年度土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。この機会にご自身の資産と他の資産を比べて、資産が適正に評価されているかご確認ください。期間を過ぎると縦覧ができなくなります。縦覧帳簿のコピーや写真撮影はできません。

**縦覧期間**　4月3日（月）～5月1日（月）※土日・祝日を除く5時15分（正午～午後1時を除く）

**受付時間**　午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

| | |
|---|---|
| 縦覧できる人 | ●市内の土地または家屋の納税者・納税管理人<br>●代理人（納税者からの委任状が必要です） |
| 縦覧場所 | 浦添市役所2階 資産税課窓口 |
| 縦覧期間 | 4月3日（月）～5月1日（月）（土日・祝日を除く） |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く） |
| 必要なもの | 納税通知書または運転免許証などの本人確認ができるもの<br>※代理人が縦覧する場合は上記に加え委任状 |
| 手数料 | 無料 |

### 固定資産税・軽自動車税の支払いが便利になります！

問 納税課 ☎(876)1271 ☎(876)1272

4月から、全国の自治体を対象に市税の納付方法が拡充されます。

「地方税お支払サイト」を利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから、クレジットカードやダイレクト方式（口座振替）などで納付ができるようになります。

また、eL-QRを利用し、全国の対応金融機関で納付できるようになります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▲固定資産税・軽自動車税・税が便利になります

▲地方税お支払サイト

### 【40歳以上の人が対象】令和5年度はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券の交付申請がはじまります

問 国民健康保険課 ☎(876)1288

1回の施術につき800円を助成します。※1セット6回分、最大2セットまで。

**実施期間**　令和6年3月31日（日）まで

**対象者**　40歳以上の国民健康保険加入者で特定健診を受診した人または受診する見込みの人。ただし、国民健康保険税に滞納のない世帯に限ります。

**制限**　施術は、市の指定する担当施術所で、被保険者1人につき、1日1回の利用です。

**申請方法**　国民健康保険被保険者証を持って、国民健康保険課に申請ください。予算の都合上、利用券の交付を年度途中で終了する場合があります。

### 国民健康保険高額療養費受領委任払制度

問 国民健康保険課 給付係 ☎(876)1288

国保加入者が診療を受けるとき、かかった医療費（2～3割）を医療機関の窓口で自己負担します。この自己負担が高額になり、一定の基準額（自己負担限度額）を超えた場合に申請すると、高額療養費が支給されますが、医療機関窓口での自己負担が困難な場合、国保加入者はかかった医療費（2～3割）のうち自己負担限度額までを医療機関に支払いし、高額療養費に相当する金額は市が直接医療機関に支払う制度です。

▼受領委任払制度を受けることができる人

①高額療養費の支給を受ける見込みがあること

②医療機関窓口で自己負担額の支払いが困難であること

③国保税を滞納していないこと（納付相談済みであること）

▼申請に必要なもの

①対象者の国民健康保険証

②医療費用の内訳が記載された請求書

③申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

④世帯外の人が申請する場合は世帯主直筆の委任状

### 令和5年度国民年金保険料の学生納付特例申請の受け付けを開始します

問 市民課 国民年金係 ☎(876)1284

令和5年度の保険料は月額**16,520円**です。在学中で納めることが難しいときは、保険料の納付が猶予される学生納付特例を申請してください。

**申請受付期間**　令和5年度の学生納付特例申請は4月から受け付けを開始します。また、さかのぼって2年まで申請ができます。（令和5年4月は、令和3年3月分～令和6年3月分まで申請可能）

※令和5年度の一般免除申請の受け付けは7月から開始します。

**対象**　日本国内に住む対象校に在学中の20歳以上の学生

**審査基準**

①本人の令和5年度（令和4年1月1日～12月31日）の所得

②災害・失業・事業の廃止等の事由

**年金を受けるとき**　老齢基礎年金受給に必要な期間に含まれますが、10年以内に追納がない場合は年金額に反映されません。障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するための受給要件の対象期間となります。

### 年金手帳は基礎年金番号通知書に変わりました

問 市民課 国民年金係 ☎(876)1284

問 浦添年金事務所 ☎(877)0343

令和5年4月1日以降、新たに年金制度に加入する人、年金手帳の紛失等により再発行を申請する人は基礎年金番号通知書が交付されます。すでに年金手帳や年金証書を持っている場合、基礎年金番号通知書に切り替える必要はありません。

通知書に関して詳しくは、日本年金機構または市のホームページをご覧いただくか、浦添年金事務所（音声ガイダンスの後に②→②を押してください）に問い合わせください。

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

問 市民課 国民年金係 ☎(876)1284

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間（産前産後期間）の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、死産、流産、早産を含みます。

**届出受付期間**　出産予定日の6か月前から届出が可能で、出産後も届出できます。

**対象**　出産日または出産予定日が平成31年2月1日以降の国民年金第1号被保険者（出産する本人が対象です）

※国民年金第1号被保険者とは、農林漁業や自営業を営む人、無職の人、学生またはそれらの人に扶養されている配偶者などが該当します。

## 暮らし・環境・福祉

### 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等を助成します

問 障がい福祉課 ☎(876)1709

身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度の難聴児に、言語習得と教育等への健全な発達を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成しています。

**対象**　次の全ての要件を満たす児童

①市内に住所を有する人

②平成17年4月2日以降に生まれ、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人

③身体障害者手帳が交付されない人のうち、補聴器を使うことで言語の習得などの一定の効果が期待できると医師が判断する人

**申請に必要なもの**　助成交付意見書、業者見積書、所得課税証明書（所得が確認できない人のみ）

※交付対象者の属する世帯の中で、市民税所得割額が46万円を超える人がいる場合は助成対象外です。

### 障がい者の自動車運転免許取得費および自動車改造費を助成します

問 障がい福祉課 ☎(876)1709

10万円を限度として、費用を助成します。

**●自動車運転免許取得費助成**

教習所へ入校する前に申請が必要です。※県内の教習所に限ります。

**対象者**　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、自動車運転免許取得資格があり、かつ、令和6年3月10日までに自動車免許の取得が見込まれる市内在住の人

**申請に必要なもの**　履歴書（任意の様式）、3か月以内の運転許適正相談結果票、障害者手帳

**●自動車改造費の助成**

自動車を改造する前に申請が必要です。

**対象者**　上肢、下肢または体幹機能障害のいずれかの身体障害者手帳を持つ人

**対象自動車**　身体障がい者本人の名義で、就労等に伴い本人が運転する自動車

**申請に必要なもの**　改造業者見積書、車検証、運転免許証、身体障害者手帳、本人または扶養義務者等の健康保険証および所得課税証明書（所得が確認できない人）※一部所得制限があります。

### 【団体への支援】障がい者等の自発的活動を支援します

問 障がい福祉課 ☎(876)1709

障がい者が、生活する上で生じる「社会的障壁」を除去するための活動について、一定の条件を満たした団体等の活動のうち、5万円を上限として市が認めた予算の範囲内で必要な経費を支援します。対象となる団体や必要書類について詳しくは問い合わせください。

**対象**　市内を拠点とし、情報交換等、災害対策、孤立防止（見守り）活動、社会復帰、ボランティア活動、その他自発的な活動として市が認める活動

**申請期限**　4月28日（金）

**申込方法**　必要書類を障がい福祉課に提出

## 市税は期限内に納めましょう！

税金は、福祉や教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。期限内納付をお願いします。

### 納付は便利な口座振替で！

うっかり納付期限が過ぎていたなんてありませんか？一度手続きすると、そのあとは自動的に納付できる口座振替がおすすめです。

**●口座振替ができる市税**

市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税

**●口座振替ができる金融機関**

琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・コザ信用金庫・ゆうちょ銀行

**●口座振替の申込方法**

①Web口座振替受付

「納税通知書等」「預貯金通帳」を準備の上、右の二次元コードにアクセスください。

②金融機関での申し込み

「預貯金通帳」「通帳届出印」「納税通知書」をお持ちになり、口座振替をする金融機関で申し込みください。

**期限内納付が難しい場合**

病気や失業など、やむを得ない理由で期限内に納付が困難な場合は、分割納付などの方法もありますので、お早めに納税課までご相談ください。

問い合わせ：納税課 ☎(876)1271